

延長



軽自動車税のグリーン化特例 (軽課)

問い合わせ 市民税務課 ☎2127

地方税法の改正により、燃費基準によって税率が軽減されるグリーン化特例(軽課)が1年間延長されます。
 初度検査年月が平成28年4月から平成29年3月の車両で、一定の燃費基準を満たしているものは、グリーン化特例(軽課)の適用により、平成29年度分の税率が軽減されます。

- ※ 燃費基準によって税率が異なります。車検証などで確認してください。
- ※ 軽自動車税の賦課基準日は4月1日です。
- ※ 軽自動車税には月割課税の制度はありません。

【表1】四輪以上および三輪の軽自動車の税率(年税額)

車種区分		①旧税率	②標準税率	②重課税率
初度検査年月		平成16年4月~平成27年3月	平成27年4月~	平成16年3月までのもの
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	8,200円
		自家用	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,800円	4,500円
		自家用	5,000円	6,000円

※ 軽課の適用は1年限りです。平成28年度分に下記表2の軽課税率が適用されていた車両は、平成29年度分から②の標準税率になりますので、ご注意ください。

【表2】グリーン化特例(軽課)の税率(年税額)

車種区分		軽課税率		
		・電気軽自動車 ・天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車 ※平成17年排出ガス基準75%低減達成車 (★★★★低排出ガス車)	
初度検査年月		平成21年排出ガス基準 10%以上低減	平成32年度 燃費基準+20%達成車 ※ 貨物用は平成27年度燃費 基準+35%達成車	平成32年度 燃費基準達成車 ※ 貨物用は平成27年度燃費 基準+15%達成車
初度検査年月		平成28年4月~平成29年3月		
三輪		1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	営業用	3,500円	5,200円
		自家用	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	1,900円	2,900円
		自家用	2,500円	3,800円